

2007. 11. 21

金融審議会第一部会

利益相反問題への自主的取り組み等について

ーベスト・プラクティスを目指してー



株式会社三井住友銀行
國部 毅

1. 利益相反問題への対応：欧米主要行の取り組みに関する弊行の調査①

- 管理対象は、大企業・投資銀行部門が中心。
- 欧米主要行では、主に業務ラインから独立した専門組織において、利益相反を管理。
- 情報隔壁（チャイニーズウォール）の構築を有効な対処法として活用。

欧米主要行における利益相反問題への主な対応状況

管理対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 問題となる利益相反事象が発生する可能性が高い大企業・投資銀行部門が主対象 原則、大量トランザクション型取引（リテール取引、預金決済等）は対象外 －M&A、各種アドバイザリー、ファイナンス（社債引受、エクイティ、プロジェクト・ファイナンス）、各種形態の敵対的取引等は全件対象。
組織等	<ul style="list-style-type: none"> ● 主として業務ラインから独立した専門組織を設けて利益相反を管理。 －本部機能の1つである法務・コンプライアンス部門に設置するケースが多数。 －日常的な法令遵守管理は各業務部門内の専門組織が担当する等の事例あり。 （利益相反担当チーム） ● 専門組織は従業員が遵守すべき利益相反ポリシーを策定。 －利益相反に係る定義、典型事例、利益相反管理に係る従業員の義務、基本プロセス等を規定。 ● 業務部門間やインサイダー取引規制対応のための情報隔壁を構築。 －投資銀行部門内でも、シ・ローンや株式/社債の引受け等の間に情報隔壁を構築。 －リスク管理目的では部門間、部門内でも顧客情報を共有。

1. 利益相反問題への対応：欧米主要行の取り組みに関する弊行の調査②

- 専門組織は個別案件毎に、リーガル・リスク、レピュテーション・リスクの両面から検証。
- 法令違反と考えられる案件を不認可とする一方、レピュテーション・リスクのみの案件については、リスクの回避・極小化策を検討。

欧米主要行における利益相反問題への主な対応状況

<p>審査ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務部門から報告を受けた個別案件毎に、専門組織が利益相反のチェックを実施。 ● 専門組織は①リーガル／法令遵守リスク、②レピュテーション・リスクの両面から検証。
<p>リスクへの対応等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 違法と考えられる案件は不認可。 ● レピュテーション・リスクのみの案件等の場合は、現実的なリスクの回避・極小化策を検討し、最終的な採り上げの是非は業務ラインと協議の上で判断。 — リスクの回避・極小化策については、顧客への利益相反の内容の開示、業務継続に関する顧客了解の取得、情報隔離等で対処可能かを検討し、業務部門に示達。対処不能な場合は、取引を辞退。 — 複数の重要顧客間で利害対立が発生している場合等、ビジネス上の判断も必要な場合は、専門組織が業務部門と協議。 — 専門組織が利益相反リスクを認めた案件のうち、法的問題がある案件は1割程度。太宗はレピュテーション・リスクの問題の模様。

1. 利益相反問題への対応：三井住友銀行の取り組み

- コンプライアンス部門に専門組織を設置
- 利益相反管理に関する規則を制定し、体制を整備
- 法的な義務違反だけでなく、レピュテーション・リスクも含めて管理

コンプライアンス部門に専門組織を設置

- 業務部門から独立したコンプライアンス部門に専門組織を設置

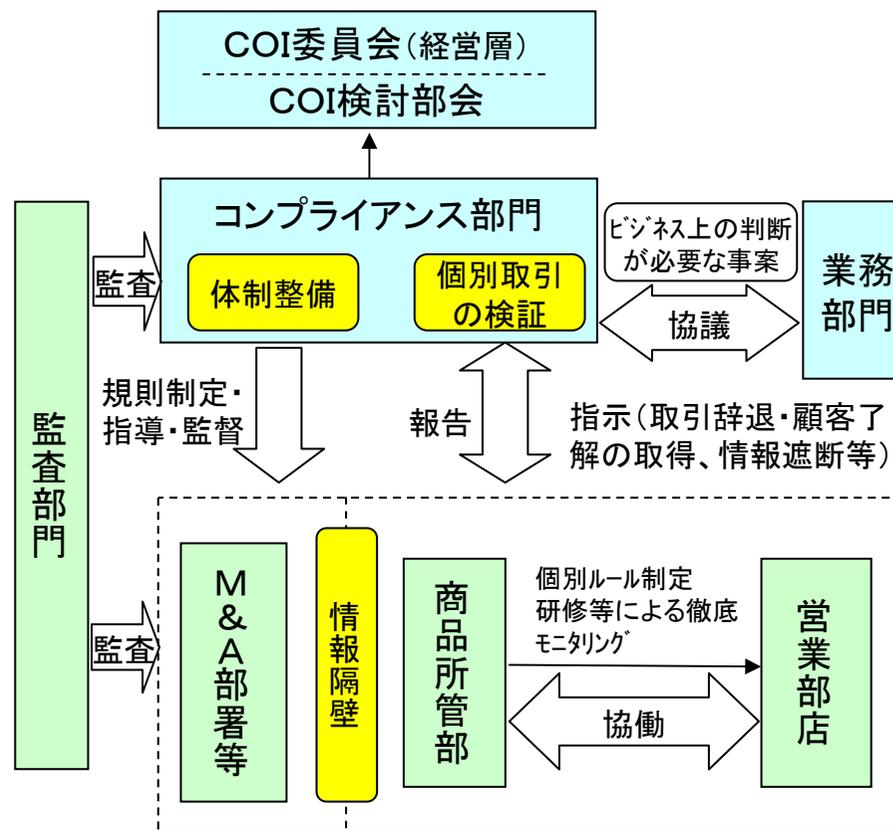
総則的ルール、個別ルールの制定

- 利益相反管理に関する規範を示した総則的な規則に加え、利益相反が定型的に発生する商品毎に利益相反の管理ルールを制定

管理対象、検証プロセス

- 法的な義務違反だけでなく、レピュテーション・リスクも含めて管理
- 利益相反リスクの高い取引については、コンプライアンス部門が個別に検証し、必要な措置を指示
- ビジネス上の判断が必要な場合等は、業務部門と協議

SMBCにおける利益相反管理体制



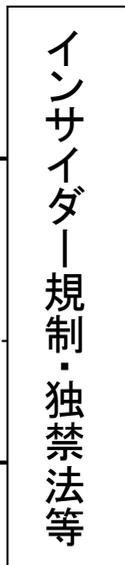
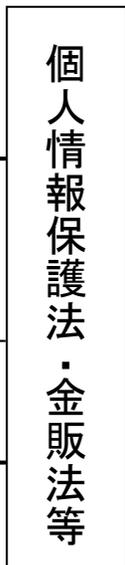
2. 情報共有：書面同意に係る問題点等について

ファイアーウォール規制上の事前同意義務

【グループ外】



【グループ内】



グループ内の銀行と証券会社の間限定して、一律に事前の同意義務が課されている理由は、

- ・利益相反
- ・優越的地位の濫用の懸念があるため。

法人のお客さまにおけるポイント

- 銀行は、証券サービスに関して、概要を説明することしかできず、具体的な条件等を提示できない
- お客さまは、メリットを把握できない状態で、同意書を提出するか否かの判断が必要(社内稟議の要あり)

個人のお客さまにおけるポイント

- FW規制では、一律に書面による同意が必要
- 利益相反と優越的地位の濫用については、厳しい自己規律とその監視によって回避可能。グループ外と同様に、個人情報保護法によって、消費者保護と利用者利便の調和を図ることが適切
- FW規制の有無にかかわらず、金販法等に基づく「適合性の原則」の徹底は基本原理